

別添2

地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領

（目的）

第1 本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日国官技第92号。以下「評定要領」という。）第3第二号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

（対象工事）

第2 工事の技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、評定要領第2に規定された対象工事のうち、地方整備局が発注する、営繕工事とする。

（評価の時期）

第3 評価の時期は、工事の完成時とする。

（評価者）

第4 技術的難易度の評価を行う者（以下「評価者」という。）は、総括技術評価官とする。

（評価の方法）

第5 評価は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第1-1及び1-2「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。

3 前項の評価は、別紙-1の方法により行うものとする。

（評価の報告）

第6 事務所長は、評価者から工事技術的難易度評価表の提出がなされた後、速やかに地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

（評価結果の通知）

第7 局長（分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長）は、別添3地方整備局営繕工事成績評定通知実施要領の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。

別記様式1-1

工事技術的難易度評価表（建築）

令和 年 月 日作成

地方整備局 事務所

工事名				契約金額(最終)	
請負業者名				工期(最終)	～
評価項目					
大項目	評価	小項目	評価	評価内容	
1. 建物条件		①規模			
		②構造			
		③形状			
		④その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①支持地盤			
		②山留め・止水			
		③気象・海象			
		④その他			
4. 社会条件		①仮設条件			
		②地中障害物			
		③近接施工			
		④騒音・振動			
		⑤水質汚濁			
		⑥その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		－			
建物機能				技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

※評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式1-2

工事技術的難易度評価表（設備）

令和 年 月 日作成

地方整備局 事務所

工事名				契約金額（最終）	
請負業者名				工期（最終）	～
評価項目					
大項目	評価	小項目	評価	評価内容	
1. 設備システム種別条件*1		①システム種別			
		②システム規模			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 設備システム複合条件		①システム間複合度			
		②システム複雑度			
		③その他			
4. 社会条件		①仮設条件			
		②地中障害物			
		③近接施工			
		④騒音・振動			
		⑤水質汚濁			
		⑥その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
建物機能				技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

※評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

注) *1：照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

別紙－1

工事技術的難易度評価手順

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第1－1及び1－2」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1 建物機能

評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い建物機能で評価する。

手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙2－1及び2－2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第1－1及び1－2に記入する。

手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表－1の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第1－1及び1－2に記入する。

表－1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

「特別考慮要因」とは新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害後の緊急復旧等、とりわけ難度の高い条件の場合をいう。

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－2の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第1－1及び1－2に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合には「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表-2 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から工事難易度評価方法（別紙3）により評価を行い、工事難易度「I～VI」を別記様式第1-1及び1-2に記入する。

別紙2-1

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（建築）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）
1. 建物条件	①規模	建物の面積
	②構造	建物の構造種別、特殊構造
	③形状	建物の形状の複雑さ
	④その他	建物構造の補強等、特殊な工事対象等
2. 技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3. 自然条件	①支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤の影響等
	②山留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等
	③気象・海象	施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件
	④その他	地すべり等の地質条件等、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4. 社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス・上下水道・電力通信線路等の移設、電波障害対策
5. マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、設備工事は含まない）との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う。

- A：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B：困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C：一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

別紙2-2

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）
1. 設備システム 種別条件*1	①システム種別	システムのレベル
	②システム規模	システムの規模
	③その他	既存システムへの影響度
2. 技術特性	①工法等	建物の総階数、特殊なシステム、工法、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3. 設備システム 複合条件	①システム間複合度	システムの多さと複合度合
	②システム複雑度	重要システムの複雑さ
	③その他	システム間の調整の複雑さ、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4. 社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス・上下水道・電力通信線路等の移設、電波障害対策
5. マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、建築・電気（機械）設備工事は含まない）との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期・行程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う。

- A：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B：困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C：一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

注）*1：照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

別紙－3

工事難易度評価方法

大項目の評価を踏まえ、建物機能に応じ、以下のⅠ～Ⅵに評価する。

建物機能分類	建 物 例	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

※特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、「難」より上位のランクに評価する。また、特に小規模な建物、施工条件等が全般にわたり平易な場合等については、「易」の1ランク下に評価する。